

第6次流山市障害者計画及び第6期流山市障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の策定について（案）※令和2年6月30日修正版

1 経緯・目的

現行の「第5次流山市障害者計画（平成27年度～平成32年度）」及び「第5期流山市障害福祉計画・第1期障害児福祉計画（平成30年度～平成32年度）」の計画期間が令和3年3月31日で終了します。

今回は国の基本指針を踏まえ、令和3年4月1日からの計画を策定するものです。

「第6次障害者計画」は、障害者が地域で生活するために不可欠なサービス支給量を確保し、それに必要な財源の確保を確実にを行うため、「第6期流山市障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」と一体的に推進していくものです。

また、「第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」においては、サービスの提供体制の確保や推進のための取組を定めるとともに、障害福祉サービス及び障害児通所支援等に必要な供給量を見込むことを目的としています。

2 基本理念

(1)「第6次障害者計画」

『共に生き、共に築く、私たちのまち一流山』

(2)「第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」

- ①障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
- ②障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施
- ③入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
- ④地域共生社会の実現に向けた取組
- ⑤障害児の健やかな育成のための発達支援
- ⑥障害福祉人材の確保
- ⑦障害者の社会参加を支える取組

3 国の基本指針見直しへの対応

国の基本指針の見直しを踏まえて本市の計画も見直しを行う。

(1)「第6次障害者計画」に係る見直し項目

現在の社会情勢との整合を図る観点から必要に応じて指針の見直しを行う。

(2)「第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」に係る見直し項目

- ①地域における生活の維持及び継続の推進
- ②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- ③福祉施設から一般就労への移行等
- ④「地域共生社会」の実現に向けた取組
- ⑤発達障害者等支援の一層の充実
- ⑥障害児通所支援等の地域支援体制の整備
- ⑦相談支援体制の充実・強化等
- ⑧障害者の社会参加を支える取組
- ⑨障害福祉サービスの質の向上
- ⑩障害福祉人材の確保

4 第6次流山市障害者計画（令和3年度～令和8年度）の構成及び概要

障害者基本法第11条

障害者施策全般に関する「基本計画」として策定

第1編 総論 計画の策定	第2編 各論 施策の展開
第1章 計画策定の背景と趣旨	第1章 啓発・広報の充実
「計画策定の背景と趣旨」、「計画の期間」及び「計画の性格と位置付け」について記載します。	「啓発活動の充実」、「交流機会の拡充」、「広報活動の充実」、「福祉教育の推進」及び「地域福祉の促進」について事業毎に「事業内容と目標」及び「実施主体」を記載します。
第2章 流山市における障害者の状況	第2章 生活支援サービスの充実
<ul style="list-style-type: none"> 「身体障害者」、「知的障害者」及び「精神障害者」の状況について表やグラフでまとめます。 「人口と障害者手帳所持者の推計」を表でまとめます。 	「相談支援体制の充実」、「権利擁護の推進」、「文化・スポーツ活動の推進」、「在宅福祉サービスの充実」及び「居住の場の充実」について事業毎に「事業内容と目標」及び「実施主体」を記載します。
第3章 障害福祉施策の現状と課題	第3章 生活環境の整備
<ul style="list-style-type: none"> アンケート調査並びに当事者及び障害者団体との意見交換を踏まえ「施策分野の評価と主な意見」として第5次障害者計画を評価します。 「移動手段の利用」、「住宅環境」及び「特別な支援を要する児童・生徒」の状況について表でまとめます。 アンケート調査や福祉施策審議会の答申を基に「流山市の今後取り組むべき主な課題とポイント」を記載します。 「心身障害者福祉費の推移と推計」についてグラフ等でまとめます。 「障害福祉サービスに対する財源の重要性」について記載します。 	「道路・交通バリアフリー化の促進」、「公共施設バリアフリー化の促進」及び「防災・防犯対策の推進」について事業毎に「事業内容と目標」及び「実施主体」を記載します。
第4章 計画の目標	第4章 子育て・教育の充実
<ul style="list-style-type: none"> 『共に生き、共に築く、私たちのまち一流山』を「計画の基本理念」として定めます。 「計画の基本方針」として計画の基本的な考え方を定めます。 「施策分野と主要課題（施策体系）」の体系図に整理します。 「主要課題の推進」として施策体系に位置付けられている各事業の推進する旨定めます。 「計画の推進」について図表で整理します。 	「保育・就学前教育の充実」及び「学校教育の充実」について事業毎に「事業内容と目標」及び「実施主体」を記載します。
	第5章 就労支援・雇用の促進
	「就労支援から雇用へ」の移行について事業毎に「事業内容と目標」及び「実施主体」を記載します。
	第6章 保険・医療の充実
	「健康づくりの推進」について事業毎に「事業内容と目標」及び「実施主体」を記載します。
	第7章 情報・コミュニケーションの推進
	「情報バリアフリー化の推進」及び「コミュニケーションの充実」について事業毎に「事業内容と目標」及び「実施主体」を記載します。

5 第6期流山市障害福祉計画・第2期障害児福祉計画（令和3年度～令和5年度）の構成及び概要

障害者総合支援法第88条、児童福祉法第33条の20（2つの計画を一体的な計画として策定）
第6次 流山市障害者計画を推進するための「実施計画」として策定

障害福祉計画 評価と見込量	
第1章 計画策定にあたって	<ul style="list-style-type: none">・「計画策定の背景」、「計画の位置付け」、「上位計画との関わり」及び「計画の期間」について記載します。・『共に生き、共に築く、私たちのまち一流山』といった計画の「基本的理念」を定めます。・サービスの提供体制や推進のための取組及び必要な供給量を見込むこと等を「目的」として記載します・見直しの際の「PDCAサイクル」の活用や必要性について記載します。
第2章 第5期障害福祉計画・第1期障害児計画の評価	<ul style="list-style-type: none">・法律の施行・改正や市の動向等を「主な制度等の変遷」として記載します。・「自立支援給付費及び児童通所給付費の推移」について表やグラフでまとめます。・「障害者総合支援法に基づく事業及び児童福祉法に基づく事業の全体像」について概略図でまとめます。・「障害者総合支援法に基づく事業及び児童福祉法に基づく事業のサービスの内容」について図表で整理します。・過去3年分の「各事業の実績」についてサービスの種類毎に表で整理します。
第3章 障害福祉サービス等の見込量	<ul style="list-style-type: none">・国の基本指針において示された目標を踏まえ「国の基本指針の見直しに係る目標の設定」について記載します。・「第6期障害福祉計画における各事業の見込量と確保方法」及び「第2期障害児福祉計画における各事業の見込量と確保方法」について記載します。
資料編	<ul style="list-style-type: none">・参考資料として、「福祉施策審議会委員名簿」、「障害者福祉推進会議委員名簿」、「第6期流山市障害者福祉計画及び第2期流山市障害児福祉計画の策定について（諮問）」、「第6期流山市障害者福祉計画及び第2期流山市障害児福祉計画の策定について（答申）」及び「用語集」を掲載する。